

TOYAMA VICTIM SUPPORT CENTER



公益社団法人

とやま被害者支援センターだより

2022. 6. 30 発行 第39号



目次

特別寄稿 とやま被害者支援センター理事 (富山県弁護士会 弁護士 高坂 愛理)	1~2
総会の開催	3~6
令和3年度事業報告及び収支決算の承認決議	
令和4年度事業計画及び収支予算の報告	
会費納入の正会員・賛助会員の皆様	7~8
とやま被害者支援センターからのお願い	9

富山県下、全市町村での 犯罪被害者支援条例制定 を目指して

～被害者支援と弁護士の役割～



とやま被害者支援センター理事
富山県弁護士会

弁護士 こうさか 高坂 あいら 愛理



1 はじめに

皆様は「弁護士」にどのようなイメージをお持ちでしょうか。

テレビや映画では「刑事弁護人」や巨大ローファームで企業法務に携わる弁護士が奮闘する姿が描かれることが多く、被害者に寄り添う弁護士の姿が描かれる機会はあまり無かったと個人的に感じています。私自身も高校生時代に犯罪被害に遭ったときに、弁護士に相談するどころか、「弁護士」のことなど一切頭によぎりませんでした。そのときから時は流れ、「犯罪被害者の権利」という概念、犯罪被害者が弁護士の支援を受けるといった選択肢が根付いてきたように思います。これも、センターの相談員、事務局の皆様、理事の皆様をはじめとする全ての犯罪被害者支援にかかわる皆様、そして被害者ご自身やご遺族の方々の血のにじむような努力の賜物です。まずは、この場をお借りして、10年目の若輩者弁護士として、以上の皆様に心より尊敬の念を表したいと思えます。

2 センターと富山県弁護士会の連携と、同会の支援について

富山県弁護士会犯罪被害者支援委員会は、当センターと連携し、毎月最終水曜日に無料法律相談を実施しております。これからもセンターと富山県弁護士会とで

連携を継続させていただきたいと思っております。

また富山県弁護士会では、犯罪被害者のための相談窓口を設置しました。犯罪被害者の方は、初回無料で弁護士による法律相談を受けることができます。犯罪の被害にあった場合、損害賠償請求や加害者の適切な処罰をめぐり、さまざまな法律問題が発生します。犯罪被害者の方は、自分の置かれている状況を客観的に認識するのが難しく、とても混乱されます。だからこそ、今の自分の置かれている状況、事件直後から今後自分がどうなるのだろう、何ができるのだろう、など弁護士に気軽に相談していただきたいです。相談時に弁護士の費用の援助のことや法テラスの利用のことも説明しますから、どうか気軽にご連絡ください。

http://tomiben.jp/advice/hanzai_higaisya.html (富山県弁護士会ウェブページより)

3 日本弁護士連合会人権擁護大会での決議

2017年(平成29年)10月6日、日本弁護士連合会は、「犯罪被害者の誰もが等しく充実した支援を受けられる社会の実現を目指す決議」をし、5つの施策を国及び地方公共団体に求めました。詳細は、以下の日本弁護士連合会ウェブサイトをご覧ください。

(https://www.nichibenren.or.jp/document/civil_liberties/year/2017/2017_1.html)

ごく簡単に説明しますと、①犯罪被害者が迅速かつ確実に損害賠償を受けられるようにすること、②犯罪被害者に対し

する経済的支援充実のための犯罪被害者等補償法の制定、③犯罪被害者の誰もが被害直後から弁護士の支援を受けられるよう公費被害者支援弁護士制度を創設すること、④性暴力・性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターを都道府県に最低1か所設立させること、⑤すべての地方公共団体において犯罪被害者支援条例を制定すること、以上5点です。

4 県内全ての市町村での犯罪被害者支援条例の制定を目指して

第3項の施策の中には、センターが本年度重点課題とされている、犯罪被害者支援のための市町村条例制定があります。

なぜ条例制定が必要なのでしょう。「条例」とは、地方公共団体が自分で制定する法的拘束力のある法のひとつです。各市町村で条例が制定されれば、地方公共団体は被害者支援を行う法的責務が発生します。被害者支援の予算を確保でき、支援窓口や職員の配置・研修等、外部機関との連携を実行できます。被害者の方はよりアクセスしやすい市町村で継続的に横断的に支援を受けることができます。また、「法律」はおおまかに言うとな国全体一斉に適用されることを想定しています。「条例」は法律のそれとは異なり法律の理念に則り、各市町村が制定しますので、その市町村の実情に合わせた支援内容を実現することができます。国や県と、市町村とが役割分担をすることができます。もっとも期待できることは、市町村単位での被害者支援が始まれば、必然的に被害者に寄り添える人材が増え、他の市町村と情報交換・共有をし、さらなる支援充実のためのブラッシュアップが実現できることです。ひいては、「安心できる、暮らしやすい町づくり」につながることでしょう。

5 他県の市町村条例の制定状況

京都市犯罪被害者等支援条例では、地域の特性に合わせた取り組みとして大学との連携を通じ支援を行うボランティア育成をしたり、同市において犯罪被害を受けた旅行者に対し、相談等の支援を行ったりしています。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/cmsfiles/contents/0000169/169061/youreigaiyou.pdf>(京都市ウェブページより)

明石市犯罪被害者等の支援に関する条例は、平成23年制定から令和2年まで既に3回の改正もされています。特色は、犯罪被害者が加害者に対する損害賠償請求権の債務名義(判決など強制力をもつもの)を得た場合、同市が損害賠償

請求権を譲り受けることを条件として、300万円を上限に立替支援金を支払うという経済的支援制度です。損害賠償請求訴訟で勝訴しても加害者に十分な資力がなかったり、強制執行ができなかったりという事情で、せっかく勇気をもって民事訴訟をしたのに経済的な被害回復ができず苦しんでいる被害者が多くいる現状があるためです。

https://www.city.akashi.lg.jp/seisaku/soudan_shitsu/kurashi/sodan/documents/jourei_higaisha2020.pdf
(明石市ウェブページより)

他の市町村の状況を見て、「富山県も負けていられない」と考えるのではなく、「富山県の全ての市町村の方々にどうしたら安全な暮らしを提供できるか」という目線であくまで市町村民の暮らしのためという視点で一緒に考えていきましょう。私個人の気持ちですが「富山県の全市町村で条例を制定したからOK!」ということではなく(もちろん全市町村で条例制定実現は不可欠のタスクですが)、「これで富山県のどこの市町村でも犯罪被害者のために動けるね。皆で犯罪被害者を守れるね。」と思って欲しいのです。

6 条例制定のために弁護士ができることは

2016年(平成28年)公益財団法人日弁連法務研究財団は、犯罪被害者支援条例のモデル条例案を発表しました。日本弁護士連合会もセミナー等を通じ、地方公共団体への周知を図っています。弁護士は、どのような条文にすべきか、どの法律用語を用いることが適切なのかにアドバイスできる専門家です。市町村の関係者や地方議員向けにセミナーをすることができます。

7 さいごに

私はまだ10年目の弁護士で被害者支援についてはまだまだ知識も経験も十分ではありません。ただ、私も含め、弁護士は基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とし(弁護士法第1条第1項)、その使命に基づき誠実に職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善の努力をする義務があります(同条第2項)。ですから、皆様と一緒に犯罪被害者の権利擁護のために努力し続けます。今後とも御指導御鞭撻の程宜しくお願い申し上げます。

(追伸) 弁護士の文章は長くなりがちですね…伝えたいことが多すぎたのだなと慮っていただきご容赦下さい。

令和4年度「通常総会」の開催

6月17日(金)、富山市内(とやま自遊館)において令和4年度通常(社員)総会が開催され、「令和3年度事業報告・収支決算」が承認されました。

合わせて、「令和4年度事業計画・収支予算」(3月9日開催の令和3年度第3回理事会において承認)が報告されました。



令和4年度通常総会



通常総会



通常総会

令和3年度事業報告及び収支決算

令和3年度事業報告(令和3年4月1日から令和4年3月31日)

1 相談事業

※延べ件数

	R元年度	R2年度	R3年度	増減数
電話相談(件)	313	208	201	-7
面接相談(件)	14	12	40	+28
合計(件)	327	220	241	+21

【被害別相談内容の内訳】

交通死亡事故 56件 強制わいせつ(準含む)6件 その他の性的被害 5件 殺人(傷害致死含む) 59件
 強姦性交等(準含む) 49件 財産的被害 11件 暴行・傷害 6件 交通事故 5件 DV 1件 その他 43件

2 直接的支援事業

	R元年度	R2年度	R3年度	増減数
同行支援(件)	42	54	35	-19

【支援内容】○裁判所関連 15件 ○検察庁関連 3件
 ○弁護士関連 14件 ○その他 3件

3 自助グループ支援事業

	R元年度	R2年度	R3年度	増減数
実施回数(回)	8	6	8	+2
延参加者数(名)	25	18	25	+7

【運営の支援】

犯罪被害相談員の資格を持つ事務局員及び支援活動ボランティアが運営の支援に当たった。

4 関係機関・団体等との連携による援助事業

(1) 各種行政機関との連携

ア 富山県

15市町村を巡回しての「犯罪被害者等支援啓発パネル展」を開催、犯罪被害者週間における街頭キャンペーンの実施や講演会の開催等において相互に協力

イ 県警察

情報提供に係る被害者等の支援、広報・啓発活動、「命の大切さを学ぶ教室」の共催、ボランティア養成講座への講師派遣、賛助会員の維持・拡大等において連携

ウ 市町村

「犯罪被害者等支援啓発パネル展」の開催において相互に協力

エ その他

被害者等の公判付添い支援等に伴い、検察庁及び裁判所担当者と連携



街頭キャンペーン



合同広報

(2) 関係機関・団体との連携

ア 犯罪被害者等支援協議会への参加(5月26日、県民会館で開催)

イ 関係機関情報交換会への参加(5/11, 7/13, 11/9, 2/8)

ウ 再犯防止施策推進協議会への参加(3月24日、オンライン開催)



意見交換会

(3) 全国被害者支援ネットワークへの参加

ア 令和3年度定時社員総会への参加(6月15日、オンライン開催)

イ 令和3年度全国事務局長等会議への参加(8月24日、オンライン開催)

5 被害者等の実態に関する調査及び研究事業

(1) 付添い等の直接的支援を介しての要望等の把握

(2) 各種会議・研修による情報の収集・共有

6 支援活動員の養成及び研修事業

(1) 人的基盤の充実強化

ア 新規ボランティアの採用

イ ボランティア養成講座の開催(9月)

(2) 研修会等の開催

ア 東海・北陸ブロック「質の向上研修」

当センターが担当し、オンラインで開催(3月19日・20日)

イ その他研修等



ボランティア養成講座

(単位：回(参加延人員))

	R 元 年度	R 2 年度	R 3 年度	増 減 数
事 例 検 討 会	10 (47)	5 (27)	2 (13)	-3 (-14)
継 続 研 修	6 (51)	3 (22)	3 (27)	±0 (+5)
そ の 他 研 修 等	5 (32)	6 (87)	5 (49)	-1 (-38)

【講師、アドバイザー等】

当センター関係者(大久保理事、高坂理事、嶋野理事、ほんだクリニック等)、関係機関・団体の担当者(県、県警察、検察庁、(公社)被害者支援都民センター等)

(3) 研修会等への参加

全国ネットワーク等が主催する研修

ア 令和3年度秋期全国研修会(10月9日・10月10日)

イ 自助グループ運営・連絡会議(9月29日)

ウ 犯罪被害者等支援研修会(7月16日)



自助グループ運営・連絡会

7 広報及び啓発事業

- (1) 「犯罪被害者週間」(11月25日～12月1日)行事
 - ア 「講演会&コンサート」の開催(11月26日(金))
 - イ 街頭広報活動の実施
 アピタ富山店、アリス(富山市五福)、ファボーレ、警察音楽隊コンサート、ブラウジーズ試合会場、あいの風高岡駅、電鉄富山駅等で被害者支援キャンペーンを実施
- (2) 「命の大切さを学ぶ教室」の開催
 県警察と共同で次の高校・大学で開催。高岡工芸高校269名、南砺福光高校99名、志貴野高校60名、富山国際大学120名(リモート)、富山国際大付属高校240名が受講
- (3) 広報誌等による情報発信
 - ア 機関誌「センターだより」の発行(6月<36号>、11月<37号>、3月<38号>) 計9,500部
 - イ 自治体広報誌等の活用
 - ・富山市、射水市(毎月掲載)等の県内9市町の広報誌で電話相談等を広報
 - ・北日本新聞が発行する情報誌「まんまる」11月号に広告を掲載
 - ウ パンフレット等の配布
- (4) パネル展の開催
 - ア 犯罪被害者等支援啓発パネル展
 - ・県と合同で、全市町村の庁舎ホール等で開催した(平成29年度から毎年実施)



講演会&コンサート



警察音楽隊コンサート



命の大切さを学ぶ教室



パネル展

巡回先	期間	延べ日数	アンケート回収
15市町村	7/5(火)～1/21(金)	82日	159件

イ その他

- ・アピタ富山店において富山南警察署と共同で開催
- ・(学)富山県自動車学園の協力で、入善、富山、高岡、滑川の各自動車学校で開催
- ・運転免許センターにおけるパネル常設展示(3階の講習室)

8 その他事業

- (1) 財政基盤の確立
 - ア 賛助会員

	R元年度	R2年度	R3年度	増減数
団体(企業・法人)	212	209	209	±0
個人(警察職員、一般、警察OB)	2,450	2,472	2,446	-26
合計	2,662	2,681	2,655	-26

イ 支援募金箱

	R元年度	R2年度	R3年度	増減数
設置数(個)	68	68	64	-4
募金額(円)	119,818	113,601	163,216	+49,615

ウ 支援(寄付型)自動販売機

	R元年度	R2年度	R3年度	増減数
設置数(台)	52	67	73	+6
金額(円)	530,673	600,963	663,500	+62,537

エ ホンデリング活動 ※「ホンデリング」とは不用になった本の寄贈による支援(9ページ参照)

	R元年度	R2年度	R3年度	増減数
金額(円)	15,980	26,938	25,967	-971

オ その他寄付

- ・県警察本部内所属からバザー収益金の寄付
- ・イオンモール高岡から「イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン」による寄贈(3,900円相当の文具等)

- (2) 理事会及び総会の開催

- ア 理事会 第1回理事会(5月19日)、第2回理事会(6月9日)、第3回理事会(令和4年3月9日)
- イ 総会 通常総会(6月9日)

令和3年度収支決算(令和3年4月1日から令和4年3月31日)

(単位:円)

科 目	R 2 年 度	R 3 年 度	増 減	
経常収益	会 費 収 入	8,001,000	8,012,000	11,000
	補 助 金 等 収 入	11,500,000	11,500,000	0
	寄 付 金 収 入	1,380,800	882,983	△497,817
	雑 収 益	161,960	286,113	124,153
	経常収益計	21,043,760	20,681,096	△362,664
経常費用	事 業 費	17,509,855	17,184,079	△325,776
	管 理 費	3,300,625	3,229,681	△70,944
	経常費用計	20,810,480	20,413,760	△396,720
当期経常増減額	233,280	267,336	34,056	

令和4年度事業計画及び収支予算

1 令和4年度事業計画(令和4年4月1日から令和5年3月31日)

業 務 項 目	実 施 内 容
1. 相談	電話相談、面接相談、専門相談
2. 直接的支援	危機介入(犯罪等の発生直後の初期段階における支援措置)
	生活支援(日常生活の支援、物品の供与・貸与等)
	同行(付き添い)支援
3. 犯罪被害者等給付金裁定申請手続きの補助	手続きの概要説明、申請に必要な書類の教示、申請書類の記載事項説明等の補助
4. 被害者等の自助グループ活動への支援	例会運営等のサポート 自助グループ活動を必要とする被害者等への情報提供及び広報
5. 関係機関・団体等との連携による援助	各種行政機関との連携
	関係機関・団体との連携
	全国被害者支援ネットワークへの参加

業 務 項 目	実 施 内 容
6. 被害者等の実態に関する調査及び研究	各種支援活動を通じた被害者等の実態及び支援ニーズの把握 各種支援フォーラムへの参加、刊行物、インターネット等のメディアの活用等による情報収集
7. 支援活動員の養成及び研修	人的基盤の充実強化 研修会等の開催及び参加
8. 広報及び啓発	「犯罪被害者週間」における「講演会・コンサート」等の開催
	「命の大切さを学ぶ教室」等の開催
	広報誌等による情報発信(センターだより、HP、パンフレット等) 市町村巡回パネル展の開催 その他
9. その他	財政基盤の確立(ファンドレイジング活動の推進、寄付型自動販売機の設置拡大、「ホンデリング」の普及等) 市町村条例制定に向けた取組 情報管理の徹底

※「ファンドレイジング」とは、必要な支援的資金(寄付金、賛助会費など)を確保する活動。

2 令和4年度収支予算(令和4年4月1日から令和5年3月31日)

(単位:円)

科 目	令和4年度	摘 要
会 費 収 入	7,935,000	
補 助 金 等 収 入	11,500,000	県、市町村会等
寄 付 金 収 入	700,000	
雑 収 益	150,100	
経常収益計	20,285,100	
事 業 費 支 出	16,870,000	
管 理 費 支 出	3,215,100	
経常費用計	20,085,100	
収 支 差 額	200,000	



令和3年度中、会費を納入いただいた正会員・賛助会員の皆様
温かいご支援ありがとうございます。

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

(敬称は略)

名誉会員

中尾 哲 雄 (特別顧問) 翠 田 章 男 (顧問) 四十物 直 之 (顧問)

正会員

法人・団体

(NPO) 富山カウンセリングセンター
富山経済同友会
(公社) 富山県看護協会
(一社) 富山県経営者協会
(一社) 富山県警備業協会
(公財) 富山県交通安全協会
(一社) 富山県歯科医師会
富山県商工会議所連合会
富山県商工会連合会
富山県自治会連合会
富山県中小企業団体中央会
(一社) 富山県トラック協会
富山県弁護士会
(公財) 富山県防犯協会
富山県公認心理師協会
北陸税理士会富山県支部連絡協議会
日本公認会計士協会北陸会

個人

津嶋 春秋	㈱アーキジオ	代表取締役会長
牧田 和樹	㈱牧田組	代表取締役社長
大久保 恵美子	(公社) 全国被害者支援ネットワーク	顧問
尾畑 納子	富山国際大学	名誉教授
佐竹 紳一郎	さたけ産婦人科	院長
三條 孝順	三條税理士事務所	所長
本田 徹	ほんだクリニック	院長
伊東 潤一郎	アイティオ㈱	代表取締役社長
高野 二郎	タカノ建設㈱	代表取締役社長
寺下 利宏	㈱ソシオ	代表取締役
鍋田 恭子	北日本放送㈱	ラジオパーソナリティー
吉本 裕子	吉本レディースクリニック	院長
小山 重一	(公社) とやま被害者支援センター	事務局長

賛助会員

法人・団体

アイティオ ㈱	桜 備 会	ク リ ー ン 産 業 ㈱	㈱商工組合中央金庫富山支店	㈱ドアメンテナンス
㈱四十物昆布	大 浦 電 業 ㈱	呉 羽 自 動 車 学 校	新 高 清 掃 ㈱	とうざわ印刷工業 ㈱
㈱アイビックス	大 谷 製 鉄 ㈱	㈱ グ ラ フ	㈱ シ ン ソ ー ワ	藤 堂 工 業 ㈱
日本クリアス税理士法人 富山本部	㈱ 岡 部	高 新 工 業 ㈱	㈱ す が の 印 刷	東 邦 工 業 ㈱
㈱朝日運輸	小 川 建 設 工 業 ㈱	㈱高新自動車学校	鈴 木 工 業 ㈱	道路技術サービス ㈱
㈱浅野組	オ ー ク ス ㈱	㈱公生社	㈱ 関 口 組	ト ナ ミ 運 輸 ㈱
㈱あづまコンクリート工業	㈱オフィスケイ	交 通 企 画 ㈱	セ コ ム 北 陸 ㈱	砺 波 工 業 ㈱
安 達 建 設 ㈱	小 矢 部 市 商 工 会	㈱ コ ー ジ ン	第 一 交 易 ㈱	富 美 道 路 ㈱
㈱アールト	㈱小矢部自動車学校	㈱小杉カントリークラブ	第 一 薬 品 工 業 ㈱	㈱ 富 冷
㈱アルプス発電	金 岡 忠 商 事 ㈱	(医) 五 省 会	太 平 ビ ル サ ー ビ ス ㈱富山支店	富 山 エ フ エ ム 放 送 ㈱
㈱飯田造園	金 原 開 発 ㈱	寿 電 設 ㈱	㈱たいよう共済富山支店	㈱富山大原学園
池田電気工事 ㈱	㈱上市清掃公社	㈱ 五 万 石	高 岡 警 備 保 障 ㈱	富 山 カ ラ ー リ ン グ ㈱
㈱池田模範堂	河 上 金 物 ㈱	金 剛 薬 品 ㈱	㈱高岡市衛生公社	㈱富山環境整備
イースタン自動車 ㈱	川 原 工 業 ㈱	医 佐 伯 メ テ ヲ グ ル ー プ 佐 伯 病 院	㈱高野工業	㈱富山銀行
イシモト環境資源開発 ㈱	㈱北日本自動車学校	サ カ 平 産 業 ㈱	鷹 栖 建 工 ㈱	(一財)富山県警察協会
㈱井波	㈱北日本新聞社	坂 田 工 業 ㈱	タ カ ノ 建 設 ㈱	富 山 県 警 友 会
㈱今村組	北 日 本 物 産 ㈱	サ ク ラ バ ッ ク ス ㈱	タ カ ノ ホ ー ム ㈱	富 山 県 警 友 会 上 市 支 部
射水建設興業 ㈱	北 日 本 放 送 ㈱	㈱ 佐 々 木 博 善 社	多 田 自 動 車 工 業 ㈱	富 山 県 警 友 会 富 山 西 支 部
射水工業 ㈱	北 日 本 道 路 ㈱	笹 嶋 工 業 ㈱	立 山 製 紙 ㈱	富 山 県 警 友 会 富 山 中 央 支 部
㈱魚津清掃公社	キ タ ム ラ 機 械 ㈱	さ た け 産 婦 人 科	㈱ チ ュ ー エ ツ	富 山 県 警 友 会 富 山 南 支 部
㈱工イチ	協 和 紙 工 業 ㈱	㈱ サ プ ラ	中 越 興 業 ㈱	富 山 県 小 型 運 輸 ㈱
株式会社 A・N	共 和 土 木 ㈱	三 越 通 信 工 業 ㈱	チ ュ ー モ ク ㈱	㈱富山県自動車学園
㈱エフテック	共 和 紙 業 ㈱	三 協 立 山 ㈱	㈱チューリップテレビ	富 山 県 指 定 自 動 車 教 習 所 協 会
S T 物 流 サ ー ビ ス ㈱	㈱金閣自動車商会	㈱ジェック経営コンサルタント	津 根 精 機 ㈱	富 山 県 自 動 車 教 習 所 富 山 第 一 自 動 車 学 校
S T メ タ ル ス ㈱	㈱金太郎温泉	上 智	寺 崎 工 業 ㈱	富 山 交 通 産 業 ㈱
オーアイ工業 ㈱	㈱クリーンアクト砺波		テ レ 通 ㈱	富 山 県 信 用 組 合

犯罪被害者等支援(寄付型)自動販売機設置状況(R4.3.31現在)

●設置協力者様(協定書締結)(順不同、敬称略)

- ・(株)高岡第一学園 高岡法科大学(高岡市戸出石代) ・ 富山刑務所
- ・ 国立大学法人 富山大学(富山市五福) ・ (株)富山環境整備(9台)(富山市婦中町吉谷)
- ・ 三菱ケミカル(株)富山事業所(富山市海岸通り) ・ 北日本放送(株)(3台)
- ・ アピラススポーツクラブ(2台)(富山市稻荷元町) ・ 西条観光(島尾キャンプ場)
- ・ 道の駅福光(道の駅福光) ・ 氷見観光開発(株)(2台)(氷見カントリークラブ)
- ・ 北陸電気工業(株)(6台)(富山市下大久保) ・ 氷見まちづくり(株)(3台)(ひみ番屋街)
- ・ (株)富山県理容美容専門学校(2台)(富山市下新町) ・ 富山県庁
- ・ (株)富山自動車学園(6台)(富山校、高岡校、黒部校、砺波校、滑川校2)
- ・ 富山県警察(26台)(警察本部3 運転教育センター3 交通機動隊、警察署19)
- ・ (株)小松製作所氷見工場(2台)(氷見市上田子) ・ 北陸職業能力開発大学校
- ・ (株)北陸銀行(2台)(越前町支店、丸の内支店) ・ 滑川市スポーツ・健康の森公園(2台)

●協力飲料水メーカー様(協定書締結)(順不同、敬称略)

- ・ 北陸コカ・コーラボトリング(株) ・ (株)コーシン ・ 富山ヤクルト販売(株)
- ・ サントリービバレッジソリューション(株) ・ (株)伊藤園 ・ (株)ダイドードリンコ北陸

◆当センターでは、新規に設置又は既存の自動販売機を被害者等支援(寄付型)自動販売機に切り替えていただける団体・企業・各種学校様を広く募集しております。

被害者等支援 寄付型自動販売機
の設置にご協力をお願いします。

被害者等支援センターの設置が、被災者や被害者等に必要不可欠な支援物資の提供に貢献しています。また、被災者や被害者等に必要不可欠な支援物資の提供に貢献しています。

設置場所：富山県内各自治体、企業、学校、公共施設等

お問い合わせ先：とやま被害者支援センター TEL: 076-413-7820

～本でひろがる支援の輪～

ホンデリング

ホンデリングとは、皆さんから本を寄贈していただき、その売却代金をご寄付として犯罪被害に遭われた方々への支援活動に役立てるプロジェクトです。

「本(ホン)で支援の輪(リング)が広がってほしい」という願いを込めて名づけられたものです。

引続きご支援、ご協力をお願いします。

令和3年度は、各方面から1,300冊(25,967円)をご寄贈いただきました。

皆さまの多大なご支援、ご協力ありがとうございました。



募金箱の設置をお願いします

当センターでは、募金箱を設置させていただける施設や企業、団体のご協力をお願いしております。

県民の皆様が募金にご協力していただくことにより、被害者支援活動に貢献し、被害者等の方々への支援をすることになります。

(現在は県内64箇所に設置)



イオン黄色いレシートキャンペーン

にご協力ください。



毎月11日にイオン高岡南店でお買い物をされ、受け取られた黄色のレシートを、店内に設置された投函コーナーの「当センターのボックス」に入れていただきますと、レシート合計金額の1%相当額の物品が、イオンリテール(株)様から当センターに寄贈されます。

当センターでは、それを支援活動等に有効活用させていただいておりますので、皆様のご協力をお願いします。

編集後記

3年目を迎えようとしているコロナ禍の夏。最近では街中をノーマスクで出歩く人もチラホラ見かけます。

マスクをするとメガネは曇るし、顔は蒸れて暑いなど良いことがないように思っていたのですが、いざマスクを外したまま外出しようとするとうまく隠れていたシミ、ソバカスが気になってしまいついマスクに手を伸ばし「マスクなしでは無理…」と体の一部になっている自分がいました。

(編集担当 T.H)

公益社団法人

とやま被害者支援センターだより 第39号

令和4年6月30日発行

発行/富山県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人とやま被害者支援センター

責任者/事務局長 小山 重一

事務局/〒930-0858 富山市牛島町5番7号

TEL: 076-413-7820 FAX: 076-471-7825

E-mail/jimukyoku@toyama-shien.com

ホームページ/http://www.toyama-shien.com

相談電話/076-413-7830



